

申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつては、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項記載事項証明書が第二項の申出をする際に、その旨を市町村又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。

市町村長は、前項の規定による申出を相当と認めるときは、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて、前項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

第一項又は第二項の申出をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）

第十二条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したものとの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

前項の請求を受けた市町村長（以下この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同様の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求を受けて交付した市町村長に対し、市町村長の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求による通知は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長が行うものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することがができる。

第二項又は第三項の規定による通知は、総務機に送信することによって行うものとする。

第十二条の五 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは記載漏誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏誤があることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。

(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。第一十条の三において同じ。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは記載漏誤があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

第十四条 市町村長は、その事務を管理し、又は執行することにより、又は第十一条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは記載漏誤があることを知つたときは、届出義務に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

(選挙人名簿との関係)

第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者又は公職選舉法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該住民票の記載等で選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されるとがないように努めなければならない。

(除票簿)

第十五条の二 市町村長は、住民票(世帯を単位とする住民票にあつては、その全部)を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」と総称する。)を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。

(除票の記載事項)

第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除した事由(転出(市町村の区域外へ住所を移すこと)をいう。以下同じ。)の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

2 第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記載をする。

(除票の写し等の交付)
第十五条の四 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者による除票の写し（第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村にあっては、当該除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）又は除票に記載をした事項に関する証明書（次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。）のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票記載事項証明書を交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任

五項までの規定は第二項の請求について、第十一条の二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

以下この条及び第三十条の四十六において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者について、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならぬ。

二 姓名	一 住所
三 転入をした年月日	四 従前の住所
五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。）
七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項	八 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

2による届出をいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。)であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。(以下この条において同じ。))については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長(以下この条において「転入予定地市町村長」という。)に通知しなければならない。

第二十三条 転居（一）の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。）をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

（一） 氏名

（二） 住所

（三） 転居をした年月日

（四） 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（転出届）

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）

第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定

5 脱入届（次項において「最初の転入届等」という。）をすることが、前項の規定による通知が当該脱入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯番号に関する転入届を受けることを、「最初の転入届等」という。）をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

6 最初の転入届等を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）が第3項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該脱入地市町長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る脱出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

7 脱出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第3項に規定する事項を脱入地市町村長に通知しなければならない。

第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による脱出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機による処理を受けることとする。

市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

(市町村の条例による本人確認情報の提供)
第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）を提供するものとする。

(本人確認情報の利用)
第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
二 条例で定める事務を遂行するとき。
三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとす

る。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 都道府県知事は、機構保存本人確認情報を利用するものとされる。

三項の規定による事務に利用することができ る。

4 機構は、機構保存本人確認情報を（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成二十四年法律第百五十三号）第八条、第十一条、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第六条の十四第二項、第十八条第四項及び第五項、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項の規定による事務に利用することができる。

5 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項及び第十六条の二の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。（准法定事務処理者への本人確認情報の提供等）
第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が該別表事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。（帳簿の備付け）

第三十条の十八 機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。（監督命令等）

第三十条の十九 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）
第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

により、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（報告書の公表）
第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九、第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十二、第三十条の二十一の上欄に掲げる法人に限る。）の規定による）の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

あつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の二十一 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に關し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。（市町村間の連絡調整等）

第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

（市町村間の連絡調整等）
第三十条の二十三 機構は、都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3 機構は、都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）
第三十条の二十四 機構は、第三十条の九、第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる國の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受け定める額の手数料を徴収することができます。

（本人確認情報の安全確保）
第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第三十条の三十五

都道府県知事又は機構は、第三十条の三十二第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定により都道府県が處理する事務又は本人確認情報処理の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の三十八 都道府県知事又は機構は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認められる相當の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十条の四十 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の消除を行つた場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらのこと）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第三十条の四十二 都道府県知事は、前項の規定による措置に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十条の四十三 都道府県知事は、前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行なわれるものとする。

第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国（機関又は法人）から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

第三十条の四十五 機構は、別表第一の上欄に掲げる国（機関又は法人）から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

(デジタル庁への住民票コードの提供)

第三十条の四十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の四十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の四十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の四十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の六十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の七十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の八十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の九十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百一 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百二 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百三 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百四 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百五 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百六 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百七 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百八 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百九 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百十 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百一十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百二十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百三十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百四十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百五十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百六十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百七十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百八十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の一百九十九 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百一十 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の二百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百零九 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の三百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百零九 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の四百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百零九 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百九十八 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百一百 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百二十一 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百三十二 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百四十三 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百五十四 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百六十五 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百七十六 機構は、デジタル庁から

第三十条の五百八十七</

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	中長期在留者（入管法第一号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）	中長期在留者（入管法第二十一条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次の四第一項の許可を受同一。）	中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受	一　中長期在留者である旨 二　入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号	一　特別永住者である旨 二　入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載される特別永住者証明書の番号	一　一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二　入管法第十八条の二第一項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在

けた者をいう。以下この表による。

許可書に記載され
てから反請求権

並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け

籍等並びに同条の表の
下欄

<p>けた者をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p> <p>（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）</p> <p>第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者は、第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者があつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。（住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出）</p> <p>第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月</p>	<p>許可書に記載されている仮滞在期間による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

第三十条の四十九 提出)

つてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との統柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあっては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)

第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号、第二号及び第三号に掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	から第三号までに掲げる事項	、第二号、第三号、第四号及び第六号の四十五に規定する外の事項並びに第三十条の四十五回に規定する外の事項
第五章 雜則	（国又は都道府県の指導等）	第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。
2	主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、前項の事務に関する必要があると認めるときは、報告を求める。又は助言若しくは勧告をすることができること。	
3	主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生労働大臣、児童手当の支給を受けている者に関する事項については内閣総理大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。（行政手続法の適用除外）	

4	関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。（調査）
2	第三十四条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十五条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。
2	市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十五条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができること。
3	市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に對し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができること。
4	当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（秘密を守る義務）

第三十五条 住民基本台帳に関する記録の保護	第三十六条 市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は從事していた者は、その事務に関する事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。（住民票に記載されている事項の安全確保等）
第三十七条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるもの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。	第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項について資料の提供を求めることができる。（資料の提供）
2	第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるもの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。
2	前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。（適用除外）
2	第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については適用しない。（主務大臣）

第三十九条 この法律において、主務大臣は、総務大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に関する事項については、総務大臣及び法務大臣とする。（政令への委任）	第四十条 この法律において、主務大臣は、総務大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に関する事項については、総務大臣及び法務大臣とする。（政令への委任）
第三十九条 この法律の実施のための手続その他の事務に関する事項は、政令で定める。（事務の区分）	第四十一条 この法律の実施のための手続その他の事務に関する事項は、政令で定める。（事務の区分）
第三十九条 第十九条の三の規定により市町村が處理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（第六章 罰則）	第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十一（これらの規定を第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
第三十九条 第十九条の三の規定により市町村が處理する事務の実施に関する苦情（より市町村が処理する事務の実施に関する苦情）	第三十九条 第十九条の三の規定により市町村が處理する事務の実施に関する苦情（より市町村が処理する事務の実施に関する苦情）

の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

二 次に掲げる者であつて、その事務に關して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したもの

イ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

ロ 市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は從事していた者

ハ 第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は從事していた者

ニ 都道府県知事の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であった者

ト 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

チ 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は從事していた者

ト 受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者

チ 受領者又は附票情報受領者の委託（二以上において准用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は一百万円以下の罰金に処する。

帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定（公布の日）

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年六月一五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成三十一年六月一二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定（公布の日）

二　略

三　第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一六号 (平成三十一年六月一日法律第六百三十九条) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第十五条の規定並びに附則第十四条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）の項の改正規定に限る。）及び第十五条の規定 平成三十一年一月一日
附 則 (平成三十一年七月六日法律第七一
号) 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第一十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号）の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一 （施行期日） 附 則 （平成三〇年一二月一四日法律第 九三号）抄	第一条　この法律は、公布の日から起算して二年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則　（平成三〇年一二月一四日法律第 九五号）抄	第一条　この法律は、公布の日から起算して二年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則　（平成三〇年一二月一四日法律第 一〇二号）抄	第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から 施行する。
附 則　（平成三一年三月一九日法律第三 号）抄	第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から 施行する。
（施行期日） 附 則 （平成三一年三月一九日法律第三 号）抄	第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から 施行する。
（施行期日） 附 則 （平成三一年三月一九日法律第三 号）抄	第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から 施行する。
（施行期日） 附 則 （平成三一年三月一九日法律第四 号）抄	第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から 施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、 第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定 （第五十条第六項、「を削る部分を除く。」）及び 同法第二百九十九条第二項の改正規定を除 く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特 別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三 号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、 第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設 置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一 項第五十三条及び第五十五条の改正規定に限 る。）の規定は、令和六年一月一日から施行す る。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イからハまで 略

二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定（「。」は「。」を「。以下この条において同じ。」は「。」、「。」の氏名」を「。以下の条において同じ。」の氏名」に、「名称」を「名称」に改めることによる部分に限る。）及び同法第三条及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る。）及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第九百九条及び第一百十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「、所得税法」を「若しくは第十七条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。）及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定による。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（令和元年五月一七日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則（令和元年五月二二日法律第七
（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法の一一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の公布の日から施行日の前までにおいては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項中「若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による同法附則第二条の認定」とする。

（住民基本台帳法の一一部改正に伴う調整規定）

第十条 この法律の公布の日が災害救助法の一一部を改正する法律（平成三十年法律第五十二号）の施行の日前である場合には、附則第八条中「別表第一の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

前項において、この法律の公布の日から災害救助法の一部を改正する法律の施行の日前までの前日までの間に、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第一の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を
加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬
支払基金法の題名の次に目次を付する改正規
定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに
第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及
び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同
条に一項を加える改正規定並びに同法第百十
三条の二第一項の改正規定並びに附則第三
条、第六条及び第十六条の規定 公布の日
二から四まで 略

第五条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規
定及び第十二条中介護保険法第百六十六条规定
三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、
第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月
一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則
第四条の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののはか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する
経過措置を含む。)は、政令で定める。
該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

(施行期日)

**附 則 (令和元年五月二十四日法律第一四
号) 抄**

定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
附 則（令和元年五月三日法律第一六二号）抄

四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条第三項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十三条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項、第二項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定）公布の日から起算して二十日を経過した日

十六条から第二十条までの改正規定、同法第三十条の六に項を加える改正規定、同法第三十条の七に項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の四十二、第三十条の十五、第三十条の十七の二項を削る改正規定、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の一の次に「一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十）の下に「第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第三十条の十一）の下に「第三十条の四十四の三」を加える部分に限る。）、同法第四十四条の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（第三十条の十二）の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（第三十条の四十四の四）を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（第三十条の十二）の下に「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第六の改正規定（第三十条の十五）の下に「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同法第十一条の見出しを削り、同法第十三条の見出しを削る部分を除く。）、同法第十六条の二、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、

第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項及び第三項の改正規定並びに同法第七十条の二項を削る改正規定並びに番号利用法第二条の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の二第三項及び第十四条第三項、第九项及び第十项、第五项、第六十五项、第六十九项並びに第七十七条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日）。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う準備行為）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日（次条において「第九号施行日」といいう。）前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法（次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。）第十七条（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日（次条において「第九号施行日」といいう。）前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法（次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。）第十七条（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

3

第三条 市町村長は、第十号施行日において現に当該

市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第七条の規定にかかわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七条第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

4

第三条 市町村長は、第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十二条の三第三項及び第五項の規定の適用については、同条第五項の項中「第十二条の三第八項及び第九項」の項中「第十二条の三第八項及び第九項」とあるのは「第十二条の三第九項及び第九項」とあるのは「第十二条の三第九項」とする。

5

第三条 市町村長は、第十号施行日から第十一号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十二条の三第三項及び第五項の規定の適用については、同条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項及び」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

6

第三条 市町村長は、第十号施行日において現に当該

市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかわらず、その者に係る同項に規定する附票本人確認情報（新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を除く。）を都道府県知事に通知するものとする。

7

第三条 市町村長は、第十号施行日から第十一号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十二条の三第三項及び第五項の規定の適用については、同条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項及び」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

8

第三条 市町村長は、第十号施行日から第十一号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十二条の三第三項及び第五項の規定の適用については、同条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項及び」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

9

第三条 市町村長は、第十号施行日において現に当該

市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかわらず、その者に係る同項に規定する附票本人確認情報（新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を除く。）を都道府県知事に通知するものとする。

10

第三条 市町村長は、第十号施行日から第十一号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第三十二条の規定の適用については、同条中「作成」とあるのは「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とする。

11

第三条 市町村長は、第十号施行日から第十一号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第三十二条の規定の適用については、同条中「作成」とあるのは「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とする。

12

第三条 市町村長は、第十号施行日から第十一号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第四十三条第二号（八から十までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ及びニ中「本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあり、同号ホ中「本人確認情報又は附票本人確認情報」とあり、「個人確認情報又は附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「の電子計算機処理等」と、「受領者又は第三十条の四十四の十

附 則（令和六年四月一日法律第二百〇九号）抄
第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。
附 則（令和六年四月二四日法律第二百一〇号）
（施行期日）
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。
（施行期日）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の人を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の一第一項、第八十九条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日
(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)
第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第八条において「第一号施行日」という。)が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第二の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。
(政令への委任)
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。各号に定める日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日法律第二六
号）抄

（施行期日）

七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十七条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日
第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第八条において「第一号施行日」という。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第二の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。
（政令への委任）
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

四 二及び三 略
第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項第三十七条の四第六項、第三十七条の五第二項第二号及び第三号、第三十八条第一項第一号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第二項、第七十条第二項及び第五項の改正規定並びに第三十二条第一項から第十五条まで、第十六条まで、第十七条第二項及び第十八条第六項から第十九条までの規定 令和十年十月一日
(検討)

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第一条第八項第十一号及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条に一項を加える改正規定、同法第一百条第一号の改正規定並びに同法第二百五十三条の二の三第一号の改正規定(第三十一条第一項若しくは第三項)を「第三十一条第一項、第三項若しくは第七項」に改める部分に限る。並びに附則第十七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行

機関又は法人	提供を受ける国の	一被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に規定する支援法	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
人	一 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に規定する支援法	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による同法第五十二条の三第十六条第一項の許可若しくは同法第五十二条の三十九第一項の届出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は同法第五十二	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

別表第一 (第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十
四の十三関係)

号()抄

一の六 金融庁又 は財務省	省 一の五 金融庁若 しくは財 務省又は 厚生労働	一の四 金融庁又 は財務省	一の三 金融庁又 は財務省
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十九号）による同法第六条の三第一項の許可若しくは同法第二第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の許可若しくは同法第六条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による同法第八十九条の三第一項の許可若しくは同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出又は労働金庫法第八十九条の五第一項の登録若しくは同法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による同法第八十五条の二第一項の許可若しくは同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出、信用金庫法第八十五条の三第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は信用金庫法第八十五条の四第一項の登録若しくは同法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八百一十七号）による同法第六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

一の十 金融庁若 しくは財	省 農林水產	一の九 金融庁若 しくは財 務省又は	省 農林水產	一の八 金融庁若 しくは財 務省又は	省 農林水產	一の七 金融庁若 しくは財 務省又は	省 農林水產
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第六十条の三の登録又は同法	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三条号）による同法第九十五条の二第一項の許可若しくは同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九条第一項の届出又は農林中央金庫法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条号）による同法第九十二条の二第一項の許可若しくは同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出又は農業協同組合法第五十二条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条号）による同法第一百六条第一項の許可若しくは同法第一百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出又は水産業協同組合法第一百十条第一項の登録若しくは同法第一百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条号）による同法第一百六条第一項の許可若しくは同法第一百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出又は水産業協同組合法第一百十条第一項の登録若しくは同法第一百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条号）による同法第一百六条第一項の許可若しくは同法第一百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出又は水産業協同組合法第一百十条第一項の登録若しくは同法第一百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条号）による同法第一百六条第一項の許可若しくは同法第一百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一条の届出又は水産業協同組合法第一百十条第一項の登録若しくは同法第一百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二条の六十九の七第二項の届出又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録若しくは同法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 削除	<p>六十六条の六十一第一項の届出、同法第六十六条の七十一の登録、同法第六十六条の七十五第一項若しくは第六十六条の八十三第一項の届出、同法第六十七條の二第二項の認可、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の認可、同法第一百一条の十七第一項の認可、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の二第三項若しくは第百三条の三第二項の届出、同法第一百六条の三第一項の認可、同法第一百六条の十第一項の認可、同法第一百六条の十七第四項における準用する場合を含む。)の届出、同法第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第一百六条の十四第三項若しくは第一百六条の十五の届出、同法第一百六条の十七第一項若しくは第一百四十九条第一項の認可、同法第一百五十六条の二の免許、同法第一百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第一百五十六条の六十七第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>六 削除</p> <p>七 削除</p> <p>八 金融 厅又は財 務省</p> <p>九 金融 厅又は財 務省</p>	<p>五 金融 厅又は財 務省</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

五 金融 厅又は財 務省	<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）による第六十九条第一項の届出、同法第一百八十七条の登録又は同法第一百九十二条第一項、第二百二十条第一項若しくは第二百二十二条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>六 削除</p> <p>七 削除</p> <p>八 金融 厅又は財 務省</p> <p>九 金融 厅又は財 務省</p>	<p>五 金融 厅又は財 務省</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

十 削除	<p>十 削除</p> <p>十一 金 融 厅又是 財 務省</p>	<p>十一 金 融 厅又是 財 務省</p> <p>十二 金 融 厅又是 財 務省</p>	<p>十二 金 融 厅又是 財 務省</p> <p>十三 的 預 金 保 險 機 構</p>	<p>十三 的 預 金 保 險 機 構</p> <p>十三 的 預 金 保 險 機 構</p>
---------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速	<p>十五 の 二 デ ジ タ</p> <p>十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速</p>	<p>十五 の 二 デ ジ タ</p> <p>十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速</p>	<p>十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速</p> <p>十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速</p>	<p>十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速</p> <p>十五 の 三 公 的 給 付 の 迅 速</p>
-------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

法律第十一条に規定する特定の支給を実施する公的給付の支給を実施する特定の機関又は法人		貯金口座の登録等に関する事務		ための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十六 務省 又は 法人	十七 務省 總	十六 務省 又は 法人	十七 務省 總	十六 務省 又は 法人	十七 務省 總
市町村職員及び全国共済組合方公務員十九地連合会政書士会日本行十八の二	務省 總	國會議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧國會議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	ための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
くは第百十二条の二第一項の福祉	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第一百十二条第一項若し	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	ための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

員共済組合連合会	事業の実施若しくは同法附則第十九条の二第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十地					
地方公務員共済組合連合会	方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十地						
二十二地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十一地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十一地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十二地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十三地方公務員共済組合連合会
二十三地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十二地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十一地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十二地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十三地方公務員共済組合連合会

二十四 員災害補 償基金	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七条第一項の認定又は同法第一百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する事務（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 消防法 (昭和二 十三年法 律第八 百八 条第 一百 三十 条第 二 项) 二十八 消防法 第 一百 三 条第 一 项)	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十九 消防法 第 一百 三 条第 一 项)	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

試験機関 する指定	二十九 消防団員 等公務災 害補償等 共済基金 又は消防 団員等公 務災害補 償等責任 共済等に 関する法 律(昭和 三十一年 法律第百 七号)第 二条第三 項に規定 する指定 法人	三十 務省 法	三十一 法務省
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十九条第一項の調査、不動産の表題登記(同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう)、表題部所有者(同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第三百一十二条第一項の申請又は同法第三百三十三条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十一条第一項若しくは	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七の 二十五 厚生労働 省又はあ ん摩マツ サージ指 圧師、はり 師、きゅう 師等に關 する事務 に関する 法律第三 条の二十 三第一項 に規定す る指定登 録機関	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に關する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の 二十六 厚生労働 省又は柔 道整復師 法第十 九号)第 八条の二 第一項に 規定する 指定登録 機関	柔道整復師法による同法第三条柔道整復師の免許に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の 二十七 厚生労働 省又は柔 道整復師 法第十 九号)第 八条の二 第一項に 規定する 指定登録 機関	柔道整復師法による同法第十条の柔道整復師法による同法第十条の柔道整復師の免許に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の 三十一 厚生労働 省	五十七の 三十 厚生労働 省
五十七の 三十二 厚生労働 省	五十七の 三十一 厚生労働 省
五十七の 三十三 調理師法 (昭和三 年法第百 四十七号) 第三条の 二第二項 に規定す る指定試 験機関	五十七の 三十一 厚生労働 省
五十七の 三十八 厚生労働 省又は理 容師法 (昭和二 年法第百 二十九号) 第三条の 一項に規 定する指 定試験機	五十七の 三十一 厚生労働 省
五十七の 三十九 厚生労働 省	五十七の 三十一 厚生労働 省
五十七の 四十 厚生労働 省又は理 容師法 (昭和二 年法第百 二十九号) 第三条の 一項に規 定する指 定試験機	五十七の 三十一 厚生労働 省
五十七の 四十一 厚生労働 省又は美 容師法第 四条の二 第一項に 規定する 指定試験 機関	五十七の 四十一 厚生労働 省又は美 容師法第 四条の二 第一項に 規定する 指定試験 機関
五十七の 四十二 クリーニ ング業法 (昭和二 年法第百 二十九号) 第三条の 一項に規 定する指 定試験機	五十七の 四十一 厚生労働 省又は美 容師法第 四条の二 第一項に 規定する 指定試験 機関

法律第六十八条号) 第八号	七十一の項に規定する指定試験機関	公認心理師法による同法第二十八條の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 健康保険	十七 文 部科学省、厚生労働省又は公認心理師法第三十六条第一項に規定する指定登録機関	公認心理師法による同法第六十九條の二第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 全国構	七十二の厚生労働省及び日本年金機関の規定する指定研修実施機	介護保険法による同法第六十九條の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二の健康保険	七十二の厚生労働省及び日本年金機関の支給、同法第一百五十条第一項の	介護保険法による同法第六十九條の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 國民 七十三の の保険給付の支給、同法第七十六	基金 報酬支払 基 金 保 險 診 療 社 會 七十三の 規 定 によ る 事 務 であ つて 總務省令で定めるもの	七十二の 厚生 労働省 日本年 金機 構 七十三 全國健康 保險 七十二の 厚生 労働省及 び日本年 金機 構 七十三 全國健康 保險 七十二の 厚生 労働省	七十二の 厚生 労働省 日本年 金機 構 七十三 全國健康 保險 七十二の 厚生 労働省						
国民健康保険法による同法第四章 の登録に関する事務であつて總務省令で定めるもの	船員保険法による同法第二十九条 の保険給付の支給、同法第一百一 一条第一項の保健事業若しくは同条 第五項の福祉事業の実施、同法第 百三十七条の保険料等の徴収若し くは同法附則第五条第一項の障害 前払一時金若しくは同条第二項の 遣族前払一時金の支給又は雇用保 険法等の一部を改正する法律(平 成十九年法律第三十号)附則第三 十九条の規定によりなお前前の例 によるものとされた同法第四条の 規定による改正前の船員保険法に による保険給付の支給に関する事務 であつて總務省令で定めるもの	社会保険診療報酬支払基金法(昭 和二十三年法律第百二十九号)に よる同法第十五条第一項第六号に 掲げる業務として行う健康保険法 第二百五条の四第一項第二号、船 員保険法第一百五十三条の十第一項 第二号、私立学校教職員共済法第 四十七条の三第一項第二号、国家 公務員共済組合法第一百四十四条 第一項第二号、国民健康保険法第 百十三条の三第一項第一号、地方 公務員等共済組合法第一百四十四条 の三十三第一項第二号又は高齢者 の医療の確保に関する法律(第百六 十五条の二第一項第一号)の情報の 収集又は整理に関する事務であつ て總務省令で定めるもの	社会保険診療報酬支払基金法による 事務の実施又は同法第一百八十三 条の保険料等の徴収に関する事務 であつて總務省令で定めるもの	健康保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法(昭和十四年法律第七 十三号)による同法第四条第二項 の業務の実施に関する事務であつ て總務省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの
国民健康保険法による同法第四章 の登録に関する事務であつて總務省令で定めるもの	社会保険診療報酬支払基金法(昭 和二十三年法律第百二十九号)に よる同法第十五条第一項第六号に 掲げる業務として行う健康保険法 第二百五条の四第一項第二号、船 員保険法第一百五十三条の十第一項 第二号、私立学校教職員共済法第 四十七条の三第一項第二号、国家 公務員共済組合法第一百四十四条 第一項第二号、国民健康保険法第 百十三条の三第一項第一号、地方 公務員等共済組合法第一百四十四条 の三十三第一項第二号又は高齢者 の医療の確保に関する法律(第百六 十五条の二第一項第一号)の情報の 収集又は整理に関する事務であつ て總務省令で定めるもの	社会保険診療報酬支払基金法による 事務の実施又は同法第一百八十三 条の保険料等の徴収に関する事務 であつて總務省令で定めるもの	健康保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法(昭和十四年法律第七 十三号)による同法第四条第二項 の業務の実施に関する事務であつ て總務省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの	船員保険法による同法第六十四条 の登録に関する事務であつて總務 省令で定めるもの

		健康保険組合		七十三の会	
四 健康保険		四 国民		七十四 厚生労働省及び日	
団体連合	会	法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国家公務員共済組合法による同法第二百五十四条の二第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法第二百五十三条の三第一項第一号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法第二百四十四条の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律による同法第二百六十五条の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理に關する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは受給権者に係る届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは受給権者に係る届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
金機構	連合会	七十三の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	七十三の厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

会 存続合 会員 性及び信 頼性の確 保のための厚 生年金保 険法等の一部 を改正する法 律附則第四十 条第七項の規 定による改 正後の確定 給付企業年金 法第九十三 条第三項の規 定により読み替 えて適用する同 法附則第三十八 条第三項の規 定の一部を改 正する法律附 則第四十 条第八項の規 定による同法附 則第三十八 条第三項の規 定により読み替 えて適用する同 法附則第一百二 条の規定によ る改正後の確定 拠出年金法第 四十八条の二の情 報の収集、整理若 しくは分析に關する事 務であつて総務省令で定めるもの 国民年金法による同法第一百三十七 条の十五第一項の規定による年金 である給付若しくは一時金の支給 又は同条第二項第二号に掲げる業 務として行う同法第一百二十八条第 五項の情報の収集、整理若しくは 分析に關する事務であつて総務省 令で定めるもの 確定拠出年金法による同法第六十 六条第一項（同条第二項において 準用する場合を含む。）の届出、同 法第六十七条第一項の個人型年金 加入者等に関する原簿若しくは同 条第二項の個人型年金加入者等に 関する帳簿の記録及び保存又は同 法第七十三条において準用する同 法第二章第五節の年金である給付 若しくは一時金若しくは同法附則 第三条第二項の脱退一時金の支給 に關する事務であつて総務省令で 定めるもの 七十七の 七 厚生 労働省及 び日本年 金機構	七十七 国民 年金基金 連合会	七十七 六 国民 年金 基金	七十七 五 国民 年金基金 連合会	七十七 四 国民 年金 基金	七十七 三 国民 年金 基金
特定障害者に対する特別障害給付 金の支給に関する法律（平成十六 年法律第一百六十六号）による同法 第三条第一項の特別障害給付金の 支給に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	七十七 国民 年金基金 連合会	七十七 六 国民 年金 基金	七十七 五 国民 年金基金 連合会	七十七 四 国民 年金 基金	七十七 三 国民 年金 基金

七十七の 生労省	七十七の 生労省及 び日本年 金機構	七十七の 十一厚 生労省及 び日本年 金機構	七十七の 十厚生 労働省及 び日本年 金機構	七十七の 事業団	七十七の 九厚生 労働省及 び日本年 金機構	七十七の 九厚生 労働省及 び日本年 金機構	八石炭 鉱業年金 基金
七十七の 生労省	七十七の 生労省及 び日本年 金機構	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

年金機構	及び日本	生労働省	厚生労働省	十三 年金機構
年金機構	法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)による同法第一条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十一条第一項の遺族年金生活者支援給付金又は同法第十四条第一項の社会保険労務士試験又は同法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第十一条第一項の社会保険労務士試験又は同法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
生労働省	会員連合会	事業団	厚生労働省	社会保険労務士法による同法第十七条の三第一項の付記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
及び日本	七十七の会員連合会	七十七の事業団	十四 生労働省	社会保険労務士法による同法第十七条の三第一項の付記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
年金機構	七十七の会員連合会	七十七の事業団	十五 国社会保 险労務士	四条の二第一項の社会保険労務士の登録又は同法第十四条の十一の三第一項の付記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
生労働省	七十七の会員連合会	七十七の事業団	十六 厚生労働省	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住回国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法第六条第一項の永住回国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の、一時帰国情費の支給又は同法第十三条第一項若しくは第四項の保

又は経済産業省	九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同法第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第一百三十二条第一項若しくは第一百四十五条第一項の認可、同法第一百六十七条の許可、同法第一百七一条の届出、同法第一百九十一条第一項の許可、同法第一百九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十一農林水産省又は経済産業省	八十一農林水産省又は経済産業省	八十一農林水産省又は経済産業省	八十一農林水産省又は経済産業省
金基 金	八十一の二独立行政法人	八十一農業者年	八十一農業者年	八十一農業者年	八十一農業者年
独立行政法人農業者年金基金法	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
行政法人	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附则第六条第一項第一号の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附则第六条第一項第一号の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附则第六条第一項第一号の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十二 農林漁業 団体職員 共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業 体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合 等を廃止する等の法律による年 金である給付（同法附則第十六条 第三項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するもの とされた年金である給付を除く。） 若しくは一時金の支給又は同法附 則第五十七条第一項の特例業務負 担金の徴収に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
八十三 農林水産	森林法（昭和二十六年法律第二百 四十九号）による同法第二十五条 第一項若しくは第二項の指定、同 法第二十六条第一項若しくは第二 項の指定の解除、同法第三十二条 第四十四条において準用する場合 を含む。）の意見書の提出又は同法 第三十三条の二第一項（同法第四 十四条において準用する場合を含 む。）の変更に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
八十四 経済産業	計量法（平成四年法律第五十一号 による同法第四十条第一項若しく は第四十六条第一項の届出、同法 第四十二条第一項（同法第四十六 条第二項において準用する場合を 含む。）の届出又は同法第六十二条 第一項（同法第一百三十三条におい て準用する場合を含む。）の届出に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの
八十五 国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所又は日 本電気計 器検定所 省	計量法による同法第七十九条第一 項（同法第八十一条第三項におい て準用する場合を含む。）の届出に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの

百四十四の二 国土交通省	百五十五 国土交通省	百五十六 国土交通省又は小型船舶検査機構	百五十七 国土交通省	百五十七の二 国土交通省	百五十八 国土交通省	百五十九 国土交通省	百六十 国土交通省	百六十一 国土交通省	百六十二 国土交通省	百六十三 国土交通省	百六十四 国土交通省
の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同条第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第二百号）による同法第八十二条の一第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第一百八十八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第七条第一項（同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一条）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体	百十八 国土交通省	百十九 国土交通省	二十 国土交通省	二十一 国土交通省
の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同条第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船員法（昭和二十二年法律第二百号）による同法第八十二条の一第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第一百八十八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第七条第一項（同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一条）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体	百十八 国土交通省	百十九 国土交通省	二十 国土交通省	二十一 国土交通省

別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三）

関係	別表第二 第三十条の十、第三十条の四十四の三					
	道府県	都道府県	市町村	市町村	市町村	市町村
提供を受ける	通知	通知	通知	通知	通知	通知
事務	道府県	都道府県	市町村	市町村	市町村	市町村

「施市」 の長	一の四 災害 救助法 による同法第二条第一項 の規定する 災害発 生市町等 に規 定する 災害発 生市町等 の長が行うこ ととされたものに関する事務であつ て総務省令で定めるもの					
村 長	一 市 町 七	村 長	一 市 町 六	村 長	一 市 町 五	（以下こ の項及 び別表 第一の四 の項に おいて 「災害発 生市町等 といふ 。）の 長
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十三条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第二条第一項の規定する災害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の八 都市の指定	一の九 市の市町	一の十 市の町	村長そ の他機 関執行	一の九 市の町	二の市 町	二の二 の市町	村長	三 市 町 村 長
都市長	長	長	長	長	選	選	委員会	監理
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に關する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされていいる文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の同法第四十四条、第四十八条の二若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第一項の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に關する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員			

三の二 教育 委員会	四 市 町村長	四 の二 保健 所を設 置する 市又は 特別区 の長	四 の二 の医療 に要する費用についての援助 に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
島市又 は長崎 市の長	五 島市 五 広	予防接種法（昭和二十三年法律第六 十八号）による同法第五条第一項若 しくは第六条第一項から第三項まで の予防接種の実施、同法第十五条第 一項の給付の支給又は同法第二十八 条の実費の徴収に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	務であつて総務省令で定めるもの 学校保健安全法（昭和三十三年法律 第五十六号）による同法第二十四条 の医療に要する費用についての援助 に関する事務であつて総務省令で定 めるもの

施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>「児童相談所設置市（以下同じ。）又は社会福祉法に規定する福社事務所」という所の長（以下同じ。）又は社会福祉法による保護の実施に関する事務に就くを含む。</p> <p>施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五の六 指定 都市若 しくは 中核市 (地方自 治法第 二百五 十二条 の二十 二第一 項に規 定する 中核市 をいう。 以下同 じ。)又 は児童 福祉法 第五十 九条の 第一の規 定する 項目に規 定する 中核市 の障害児 入所医療費 の支給 同法第 三十三条 の六第一 項の児童 自立生活 援助の実 施又は同 法第五十六 条第二項 の負担能 力の認定 若しくは同 条第二項 の費用の 徴収に關 する事務の うち、同法 第五十九条 の四第一 項の規 定により指 定都市若 しくは中核市 又は児童 相談所設 置市（以 下同じ。） とされた ものに關 する事務 であつて 総務省令 で定める もの</p>

設所談市置一

第十六条第一項の母子健康手帳の交付、司法第二十条第一項の養育医療

村長	事務所を管理する町	市長又は福祉事務所	五の二	五の二	五の市	町村長	長	五の十	八市	町村長	指定都巿の長	五の九指	五の十	五の十	八市	町村長	指定都巿の長	五の九指	五の十	五の十	七指定都市の長	定都市の長	定都市の長
又は中核市に於ける事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市に於ける事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十条の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条の第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十二条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条の第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十三条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十三条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の																		

五の二 十八	長 市 町 村	長 市 町 村	五の二 十五	長 市 町 村	五的二 十六	五的二 十七	五的二 十八	五的二 十九	五的二 二十	五的二 二十一	五的二 二十二	五的二 二十三	五的二 二十四	五的二 二十五
高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第四章第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第十四条の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の四若しくは第十五条の措置又は同法第二百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による同法第十条の四若しくは第十五条の措置又は同法第二百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する事務のうち、同法第三十三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの						

市町村長	の保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十九市長又は福祉事務所を管理する町長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。)による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六百六号)以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村	五の三 長 市 町 村
戦傷病者等の妻に対する特別給付金 支給法による同法第三条第一項の特 別給付金の支給に関する事務のうち、同法 第十五条の規定に基づく政令により市 町村長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定め るもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 支給法による同法第三条の特別弔慰 金の支給に関する事務のうち、同法 第十五条の規定に基づく政令により市 町村長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定め るもの	戦没者等の妻に対する特別給付金 支給法による同法第三条第一項の特 別給付金の支給に関する事務のうち、同法 第十五条の規定に基づく政令により市 町村長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定め るもの	戦没者等の妻に対する特別給付金 支給法による同法第三条第一項の特 別給付金の支給に関する事務のうち、同法 第十五条の規定に基づく政令により市 町村長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定め るもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による 同法第五条の援護に関する事務のう ち、同法第五十一条の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととさ れたものに關する事務であつて総 務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による 同法第五条の援護に関する事務のう ち、同法第五十一条の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととさ れたものに關する事務であつて総 務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による 同法第五条の援護に関する事務のう ち、同法第五十一条の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととさ れたものに關する事務であつて総 務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による 同法第五条の援護に関する事務のう ち、同法第五十一条の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととさ れたものに關する事務であつて総 務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による 同法第五条の援護に関する事務のう ち、同法第五十一条の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととさ れたものに關する事務であつて総 務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律による同法第十四条第四項 (第五十五条第三項において準用する場 合を含む。)の規定によりその例によ ることとされた生活保護法第二十四 条第十項の申請の経由に関する事務 であつて総務省令で定めるもの

府県	知事	都道府県の二事務	七都府県の二事務	定めるもの
児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第一号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第一号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第一号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第一号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第一号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

道府都の十七八	県道府の七七	道府の十六	県道府の七七	道府の十五
未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十二条第一項の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの	二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第百十八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第一項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第百十八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

道府都十	事県道十九 知府都九	事県道十八 知府都八	事県道十七 知府都七	事県道十六 知府都六	事県道十五 知府都五	事県道十四 知府都四
電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十一条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設工事に係る資材の再資源化等に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設工事による浄化槽工事業の登録による法律(平成十二年法律第二百四号)による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登	電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四 五関係)										第三十条の十二、第三十条の四十四の 事務	
一の三 救助	村長 市 町	一の二 市の二	町長 市	一 機関	その他の執行 機関	町村長 の市町 村の市 区域内	府県の都道 府県の都道 府県の都道 府県の都道	都道府 県以外	通知都 道府県 及び附 票通知	提供を 受けける 通知	第三十条の十二、第三十条の四十四の 事務
災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助	第三十条の十二、第三十条の四十四の事務	の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第二項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第三十条の十二、第三十条の四十四の事務					
災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助	第三十条の十二、第三十条の四十四の事務	の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第二項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第三十条の十二、第三十条の四十四の事務	の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第二項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第三十条の十二、第三十条の四十四の事務					

十五 市 町 村	四の三 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 市 町 村	四の三 農地法による同法第四十二条第一項の命令に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 市 町 村	四の三 農地法による同法第四十二条第一項の命令に関する事務のうち、同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 農業委 員会	四の三 農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 農業委 員会	四の三 農地法による同法第二十二条の二第二項の森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 町 村 長	四の三 森林經營管理法による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の經營管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 市 町 村	四の四 第五条第一項、第六条第二項、第八条大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
空家等対策の推進に関する特別措置法による同法第九条第一項の調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの
公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五 (第三十条の十五、第三十条の四十四) 八 関係)
同法第十五条の三の三第一項の認定、 同法第十七条の二第一項の届出又は 同法第二十条の二第一項の登録に關 する事務のうち、同法第二十四条の 二第一項の規定により同項の政令で 定める市の長が行うこととされたも のの実施に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
一 新型インフルエンザ等対策特別措置法によ る同法第二十八条第一項の予防接種の実施に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 災害対策基本法による同法第八十六条 の十五第一項の安否情報の回答に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
一の三 災害救助法による同法第二条第一項若 しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助 金の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
一の四 被災者生活再建支援法による同法第三 条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の五 特定非営利活動促進法による同法第十 一条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届 出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一 項の許可又は同法第九十四条第三項において 準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届 出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、 同法第二項の更新又は同法第八条第一項の届 出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 による同法第十条の特定公的給付の支給を実 施するための基礎とする情報の管理に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
四 恩給法(他の法律において準用する場合を 含む。)による年金である給付又は一時金の 支給に関する事務であつて総務省令で定める もの
四の二 地方税法その他の地方税に関する法律 及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人

事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前的地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の五 予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の

の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務である。十の七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの。

十の八 戰傷病者特別護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの。

十の九 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの。

十の十 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの。

十の十一 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの。事務であつて総務省令で定めるもの。

十の十二 卸売市場法による同法第十三条第一号若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの。事務であつて総務省令で定めるもの。

十一 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの。

十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの。

十三 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二

第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十三条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出又は同法第三十二条第一項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十条第一項の届出、同法第一百四十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同法第三項において準用する場合を含む。）の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第八条若しくは第七条第一項の許可、同法第十条第一項若し

くは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第一項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 净化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八 土地地区改良法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 第一项の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第一項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

は変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九条の三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十条 建築基準法による同法第七十七条の六十条第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一条 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条の二第一項若しくは第八条の二、若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二条 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認定、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九条の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項

別表第六（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）									
道府県都	会員教員五育委員会	会員教員四育委員会	会員教員三育委員会	会員教員二育委員会	都道府県外の執行機関	都道府県の執行機関	都道府県以外の執行機関	提供を受けけるを	事務
児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する	道府県都	会員教員五育委員会	会員教員四育委員会	会員教員三育委員会	会員教員二育委員会	都道府県外の執行機関	都道府県の執行機関	都道府県以外の執行機関	同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの